

田端西地区地区計画 意見書の要旨と町の考え方

意見書の要旨	町の考え方
反対意見 ①地区計画について ・農業ゾーンがなくなったが何の説明もない。 ・地区計画において、土地所有者の理解並びに、周知徹底されていない。 ・準備会においても、総会において、この地区計画で採択されず、決定されてない。我々地権者も了承していない。	本地区はさがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジがあるなど、交通の要衝であることから町の総合計画である「さむかわ 2020 プラン」や、市町村マスタープランである「寒川町都市マスタープラン」に新たな産業の拠点として位置付けられているほか、第 7 回線引き見直しにおいては特定保留区域に位置付けられています。 本地区の土地利用の方針につきましては、これまで農家地権者の営農継続意向が多くあったことから、田端西地区土地区画整理組合設立準備会（以下、「準備会」という。）の前組織である「田端西地区まちづくり研究会」において、「農あるまちづくり」をコンセプトとしたまちづくりの検討をしてきたところです。その後、平成 24 年 11 月に準備会が設立し、より具体的な検討を準備会の「土地利用計画検討部会」等を通じて進めたところ、工業系を主体とする土地利用を望む地権者の意向が増えてきたことから、寒川町、準備会および事業協力者共催により平成 29 年 1 月から 3 月にかけて計 12 回開催した属性別意見交換会および勉強会において、また、平成 29 年 5 月 27 日に開催された全体説明会で説明を行い、農業ゾーンを廃した土地利用計画案に変更したところです。 また、本地区の地区計画原案は、上記土地利用計画案に即した区域の目標等を決定するもので、平成 30 年 4 月には都市計画説明会、11 月には素案の閲覧、平成 31 年 1 月には町条例縦覧を実施し周知に努めるとともにご意見をいただいていたところです。今後も引き続き周知徹底に努めていきます。

②都市計画手続きについて ・都市計画と、組合設立との両輪で行われる土地区画整理組合施行は、都市計画手続きが先行しては、地権者との意思表示を惑わせる原因につながる。 ・もっと地権者により沿った都市計画決定のスケジュールを組むべきである。 ③代替農地について ・我々農業従事者は、この地区計画において、農業を経営していくにあたり、多大な支障をきたします。 ・この地区計画において、農地は存在しないので早急に代替地が、どこに、どれだけ、そして、価格はいくらなのかを明示してもらわなければ、今後の農業経営の方向性が見えてこない。 ・理由書において、事業の実施の見通しが明らかになってからとの記載があるが、農業の性質上、それからでは遅い。 ・提案すら行政や、準備会からない現在、この事業計画や、地区計画には、賛成できない。 ④土地区画整理事業について ・仮同意も本同意も取りに来ない。この問題は私に関係ないものです。私の土地はそのまま残して下さい。 ・理由書のとおり、西地区は町の重要	都市計画決定及び土地区画整理事業認可に向けて並行して手続きを進めており、いずれかの手続きが先行することはありません。 代替地の希望につきましては、複数の農家地権者からの相談等を受けており、すでに農地の斡旋を行っています。 また、農地情報の提供は町農政課と農業委員会を中心に、田端拠点づくり課、準備会およびＪＡさがみで構成した代替農地相談窓口を開設していますので、ご相談いただきますようお願いいたします。 平成 24 年 8 月に地権者有志が、土地区画整理事業を実施するため、組合設立に必要な活動を行うことを目的とした組織の設立に向け、多数の賛同により準備会を発足しています。
---	---

な地区であり、駅前の区画整理と同様に行政施行で行うできます。 ・組合施行で区画整理をやると決議していない。組合施行を前提に進んでいる。 ・地権者のわからないところで、行政並びに、事業協力企業が、計画を勝手に進行させて、事業を進めるのは、地権者への詐欺行為にあたいする。 ⑤その他 ・行政は決められた事を守らず、うそつきだ。 ・議員、住民もその事が分からない。知っていても声を上げない。 ・町職員の皆さん、もし、あなたが役場から出て行けと言われたら、あなたは出ていきますか。 ・人生の終わり、こんなにいじめられるとは思っていなかった。ストレスが溜まり、夜も寝られない日が多くなり薬の量も増えている。 ・ずさんな決定では、地権者は納得できるわけもなく、行政が、地権者の意向を誘導している。 ・私は行政を信頼していない。信頼できる町政をお願いします。	準備会におきましては、総会（規約上は全体会議）は、重要と認められる事項について審議、議決することとしており、これまで2回開催しています。一方、地権者への情報提供や意見交換については、内容に応じて、随時、全体説明会や勉強会などの形で、何度も開催しています。また、総会等に欠席された地権者に対しても、決議された内容や説明内容等については、戸別訪問等により丁寧に説明し、その周知に努めています。 準備会においては、地権者の意向や関係各機関の協議のもと事業計画案を作成しており、説明会にてご説明をさせていただいているところです。また、同意書の取得に関しましては、準備会から、役員や事業協力者が地権者と面談し、事業計画案や定款案等について十分にご説明をしたのちに提出をいただくよう進めており、現在精力的に全地権者への説明を行っていると考えています。 町では、準備会、事業協力者の三者で協力をして、全体説明会や勉強会、個別訪問により、地権者へ説明を行い、情報提供に努めています。引き続き、地権者の不安払拭に努めていきます。
--	--